

# 国語

## 法文学部・教育学部

### 注意事項

- 一、「解答始め」の合図があるまでこの冊子は開かないこと。
- 二、この冊子は表紙を除き十ページである。
- 三、「解答始め」の合図があつたら、解答を始める前に以下の①～③の作業を行うこと。
  - ① 掲示又は板書してある問題冊子ページ数・解答用紙枚数が、自分に配付された数と合っているか確認し、もし数が合わない場合は手を高く挙げ申し出ること。
  - ② 解答用紙をミシン目に沿って丁寧に別々に切り離すこと。
  - ③ 学部名と受験番号及び氏名を、必ず二枚の解答用紙のそれぞれに記入すること。
- 四、解答は、必ず解答用紙の指定された所に縦書きで記入すること。

一 次の記事を読んで、あとの問いに答えよ。

私たちの身のまわりには、さまざまな動物がいる。犬や猫、牛や豚や鶏などの家畜化された動物は、私たちにとって特に身近な存在だと言えるだろう。もちろん、犬や猫と暮らしたことがないという人もいるだろうし、牛や豚や鶏と直接触れあつたことがないという人もいるだろう。しかしそれでも、そうした動物は、直接的または間接的に、さまざまな形で人間の社会のなかで暮らしており、そうした動物と関わりをもたずに生活することは不可能だと言える。

では、そうした動物たちは、どのような生を送っているだろうか。かれらが人間のもとでどのような生を生きるのかなど、そもそも想像したことがない、という人もいるかもしれない。もしかすると、そうした動物たちについて、その多くは、それなりに幸福に生きているはずだと思ふ人もいるかもしれない。しかしながら実際のところ、それは事実ではない。ペット（伴侶動物）として飼育されている一部の動物を除き、人間によつて飼育される動物の多くが、人間の——場合によつてはごく瑣末とも言えるような——利益のために、苦痛に満ちた生を送っている。そのような動物をどのように扱うことが倫理的に適切なのか、そうした状況をどのように変革すべきなのかを論じるのが、動物倫理である。

倫理学における中心的話題は、人間にたいする行為の是非であり、長い間、動物はそのなかであまり重要な位置を占めてこなかったと言える。しかしながら現代においては、人間以外の動物もまた、倫理的配慮の対象である可能性が指摘され、人間と動物の関係がどうあるべきかについて盛んに論じられるようになってきている。ここではまず、動物への倫理的配慮をめぐる現代の代表的な議論として、功利主義、義務論、徳倫理のそれぞれに基づく議論をガイカンする。そのうえで指摘したいのは、それらの議論が、それぞれに導く主張の間に相違点をもつものの、倫理や動物についての基本的な考え方を共有しているということである。

功利主義に基づいて動物への配慮の必要性を論じる代表的な論者は、P・シンガー<sup>(注1)</sup>である。一九七五年に初版が出版されたシンガーの著書『動物の解放』は、動物にたいする扱いをめぐる学術的な議論と社会的な変化のどちらにたいしても、いまな

お大きな影響を与えている。

シンガーの主張は次のようなものである。シンガーは、利害は誰の利害であつても利害であることには変わりなく、自身の行為によって影響を受ける者の利害には、等しい重みをおくべきだと主張する。もし、ある存在の利害について、その存在が、たとえば知的な能力が低いからといって、あるいは、自分とは異なる生物種や人種、性別、集団に属するからといって、倫理的な考慮の範囲に入れないとすれば、それは根拠のない不当な扱い——つまり差別——だろう。そうだとすれば、多くの動物の利害もまた、平等に考慮に入れられるべきだということになる。というのも、シンガーによれば、利害をもつのは、快や苦を感じるすべての存在であり、多くの動物もまた快苦を感じる能力をもつからである。もし、知的な能力や種の違いなどを理由に、動物の利害に配慮しないとすれば、それは、まさに人種差別や性差別と同じこと——すなわち「種差別」——になるとシンガーは指摘する。

以上をふまえてシンガーは、動物の利害についても、功利主義に基づく幸福の総量の最大化における計算対象として、等しく考慮に入れなければならないと主張する。たとえば、現代の肉食を支えている工場畜産(注2)のような実践は、シンガーによれば、不必要で瑣末な利益を人間に与えるために、動物に多大な苦痛をもたらすものである。そうだとすれば、工場畜産は、全体としての幸福の総量を減らすものであり、倫理的に許容されないということになる。

功利主義に基づくこうした議論によれば、ある行為や制度によって人間の得る利益について、それが動物に加えられる苦痛を上回るのならば、その行為や制度は倫理的に許容されることになる。これにたいし、義務論の考えに従えば、たとえ得られる利益が大きくても、動物にたいして行つてはならないことがある。それは、大きな利益を得られるからという理由によつては、人間を傷つけることが許されたりはしないのと同様である。義務論の代表的な論者であるT・レーガン(注3)は、固有の価値をもつ存在はその価値を尊重する仕方であらなければならないとする「尊重原理」に訴える。固有の価値をもつ存在とは、単に生きていたりことや単に意識があることだけでなく、次のような基準を満たす存在である。つまり、まず（必ずしも言語を必要としない意味での）信念や欲求をもち、知覚や記憶の能力があり、自身の未来を含む未来の感覚があることである。さらに、

快苦の感覚を含む情緒的生活をおくり、自身の嗜好と福利に関する利害をもち、自身の欲求や目的のために何かを始める能力をもち、通時的な心身の同一性を保つ。そして、他人にとつての効用や利害の対象であることは論理的に独立な自分自身にとつてのよいあり方がある。レーガンはそのような存在を「生の主体」と呼ぶ。

レーガンによれば、人間と一歳以上の正常な哺乳類ほにゅう類は少なくともこの基準を満たすと考えられるため、そういった動物もまた、その価値を尊重する仕方であられるべきだということになる。そのような扱いのなかには、その存在に危害を加えないということが含まれることになると考えられる。なぜなら、生の主体に危害を加えることは、その生をより悪いものにするということにつながるからである。以上をふまえてレーガンは、いくつかの例外的な状況を認めつつも、固有の価値をもつ動物に危害を加えるような人間の実践は、倫理的に許容されないと主張する。

<sup>A</sup> 功利主義や義務論に基づく議論は、動物のもつ内在的な能力に注目する。それについて、徳倫理に基づく議論は、行為者である人間の性格という側面にも注目する。その代表的な論者であるR・ハースト(注4)は、動物にたいする人間の行為が、どのような徳の言葉で表されるかに注目する。そうすることで、動物にたいして私たちがどのようにふるまうべきか、工場畜産のような制度についてどのように考えるべきかを検討している。

徳倫理にはさまざまな立場があるが、ハーストハウスは、どのように行為すべきか決める際には、その行為に伴う動機や感情の適切さも含め、有徳な人ならばどのように行為するか、その行為はどのような言葉で表されるかを考えるべきだと主張する。動物にたいする行為についてであれば、痛みや苦しみを感じる存在である動物に、正当な理由なく、たとえば自分の樂しみのために危害を加えるとしたら、それは残酷なふるまいだと見なされる。ハーストハウスは、工場畜産によつてもたらされる肉を食べることは、残酷であり、基本的には許容されないことだと考える。それは、工場畜産は動物に多大な苦痛を与えるものであり、それにたいして、肉を食べる理由として挙げられるのは、動物の肉が不可欠だということではなく、単に肉の味を好んでいるということだけだからである。そのため、特殊な場合を除き、肉食を実践することが、残酷な慣行くみに与くみすことのない、誠実で、本当に思いやりのある人間としての行為だとハーストハウスは主張する。

ここまででとりあげた立場は、それぞれ異なる倫理理論の枠組みに依拠することで、動物にたいする倫理的配慮を求める議論を展開している。もちろん、それらの主張の間には相違があるが、同時に、基本的な考え方は共有していると見える。つまり、議論の共通の出発点として、まず、快苦を感じる能力をもつ動物は苦痛などの危害を被りうるという、動物についての基本的な理解がある。そして、正当な理由なく誰かに危害を加えるべきではないという、倫理に関する基本的な考えがある。こうした基本的な前提を共有しているため、どの立場に基づいても、たとえば食肉の供給を目的とした大規模な畜産など、動物に多大な苦痛をもたらすことになる実践の多くは倫理的に許容されない、という主張が導かれることになる。

重要なのは、そうした理解が、否定しがたいものとして私たちが受けいられている、動物についての一般的な知識と、倫理についての共通の理解と言えらるものだとということである。さらにそれらは、さまざまな判断を下す際の前提ともなるような理解である。まず私たちは、牛や豚や鶏などの動物が感覚能力をもつ存在だということを当然知っている。また、正当な理由なく動物に危害を加えるべきではないという考え自体を受けいられている。たとえば、自分の飼育する犬や猫を痛めつけることは、それによつてその人間がどんなに気分がよくなるとしても、ギャクタイ<sup>③</sup>と見なされ、非難されるだろう。動物ギャクタイに関する判断を支えているのは、こうした基礎的な理解だと考えられる。

肉食に関しても、動物に危害を加えることが正当化を必要とするような種類の行為だと理解されているからこそ、「生きるために動物を食べることは仕方がない」といったことが言われるのではないだろうか。しかし、こうした正当化について、事実を見てみれば、生きるために肉食が必要かは疑わしいはずである。たとえば、肉に依存せずとも、健康に必要な栄養はセツシユ<sup>④</sup>できると考えられている。あるいは、肉を食べることで得られる「おいしさ」という快を求める人もいるかもしれない。しかし、おいしさという価値が仮に重要だとしても、それを得るために肉が必要かは、現代の豊かな食のあり方を考えれば、やはり疑わしいだろう。

私たちは、動物の扱いをめぐる、おそらく次のような状況に置かれている。つまり、私たちは、倫理的な扱いの必要性に気づかせるような動物理解を一方ではもっている。しかし他方で、実際には、牛や豚や鶏などの動物たちを肉として消費し続

けており、そうした動物たちの生や苦痛に、さほど関心をハラ<sup>⑤</sup>っていない人々も多いように思われる。こうした形で、本来ならば真剣に受けとるべき動物の苦痛に注意が向けられにくいには、さまざまな理由が考えられる。たとえば、そもそもそうした動物のおかれている現実をまったく知らないという人もいるかもしれない。あるいは、知ってしまったくないので知らなのままにしている、ということもあるかもしれない。こうした態度について、それ自体が倫理的に誠実なものかを問うこともできるだろう。しかし本稿で注目したいのは、動物が苦痛に満ちた生を送っているという事実を知ったうえで持ちだされる、次のような考え方の存在である。

たとえば、牛や豚や鶏などの動物について、そもそも人間が食べるために生まれてきた「食べるための存在」だといった言い方がされる。あるいは、植物も動物も同じ命なのだから、植物を食べてよいなら、動物を食べることも正当性を疑うのはおかしい、といった考えがある。さらには、世界は弱肉強食で成り立っているのだから、動物は人間に食べられても仕方がないといった言い方を耳にすることもあろう。

これらの考えに注目すべきなのは、それらが、動物を倫理的配慮の対象と見なすような基本的な動物理解にたいして、耳を塞<sup>ふさ</sup>がせるような動物理解を含むと思われるからである。つまり、こうした考えに含まれる動物理解——人間が食べるための存在としての理解、植物と同じ命としての理解、「野生の掟<sup>おきて</sup>」のもとで生きる存在としての理解——においては、動物の被る危害が、なんら重みがないかのように扱われることになりうる。たとえば、人間が食べるための存在として動物を理解する見方からすれば、飼育と屠殺<sup>とさ</sup>の過程に伴う苦痛や死は、その動物の存在を成り立たせている当のものであり、倫理的な問題にはならないということになりうる。

（久保田さゆり「動物の倫理的扱いと動物理解」による。ただし、原文を一部改めた。）

(注1) P・シンガー……ピーター・シンガー。オーストラリアの哲学者・倫理学者。一九四六年〜。

(注2) 工場畜産……人工的に制御された環境における多頭飼育・過密飼育によつて、消費者の需要に合わせた均質な生産物を効率的に大量生産することを目的とした飼育方式。

(注3) T・レーガン……トム・レーガン。アメリカの哲学者。一九三八〜二〇一七年。

(注4) R・ハーストハウス……ロザリンド・ハーストハウス。ニュージーランドの哲学者。一九四三年〜。

問一 傍線部①③④⑤のカタカナを漢字に直し、傍線部②の漢字の読みをひらがなで記せ。

問二 傍線部A「功利主義や義務論に基づく議論は、動物のもつ内在的な能力に注目する。それについて、徳倫理に基づく議論は、行為者である人間の性格という側面にも注目する。」について、以下の(一)(二)の問いに答えよ。

(一) 「功利主義」「義務論」「徳倫理」に基づくそれぞれの動物の扱いに関する考え方について、それぞれ六〇字以内で説明せよ。

(二) 「動物のもつ内在的な能力」に注目した場合と「行為者である人間の性格という側面」に注目した場合、「工場畜産」はどのようなものとして説明できるか。本文に即して一四〇字以内で説明せよ。

問三 傍線部B「動物を倫理的配慮の対象と見なすような基本的な動物理解にたいして、耳を塞がせるような動物理解を含む」とあるが、それはどういふことか。シンガーやレーガンの考え方と対比しながら、一四〇字以内で説明せよ。

二

次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

から国にて孔丘が名を忌むこと

(注)

もろこしの国に、今の清しんの代に、その王が、孔子の諱いみなを避くとて、丘の字の画を省きて書くことを始めて、「秦漢より明みんに至るまで夫子かうしを尊たふとむことを知らざりし」といひて、いみじげにみづから誇れども、これいとをこなることなり。もしまことに孔丘を尊むとならば、その道をこそよく行ふべきことなれ。その道Bをば全くも行はずして、ただいたづらにその人のみを尊たふとむは、何のいみじきことかあらむ。その道Cをだによく行ひなば、いにしへより忌むことなくてあり来つるその文字は、今さら忌いまずとてなでふことかあらむ。これただ道を尊たふとみがほして、世の人にいみじく思はせむためのはかりことなり。すべてかの国人のしわざは、大方いにしへよりかくのごとくにて、聖賢といふものを尊たふとむをいみじきことにすなるは、みなまことに尊たふとむにはあらず、名Fをむさぼるしわざなり。

(本居宣長『玉勝間』による。)

(注) 諱を避く……本名を直接表すのを避ける。中国文化圏では目上の人物の本名(諱)を目下の者が呼ぶことは極めて無礼なこととされてきたため、その文字自体を別の文字に置き換えたり、字画の一部をわざと省いて書いたりする風習が存在していた。

問一 傍線部A「これいとをこなることなり」、傍線部C「その道をだによく行ひなば」、傍線部E「いみじきことにすなるは」をそれぞれ現代語訳せよ。

問二 傍線部 B「その道をば全くも行はずして、ただいたづらにその人のみを尊まむは」を、指示語の内容を明らかにして現代語訳せよ。

問三 傍線部 D「いにしへより忌むことなくてあり来つるその文字は、今さら忌まずとてなでふことかあらむ」を、「その文字」の指すものを明らかにして現代語訳せよ。

問四 傍線部 F「名をむさほるしわざ」とあるが、それはどういうことか。本文に即して六〇字以内で説明せよ。

三

次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。なお、設問の都合で原文の一部を改め、訓点を省いた箇所がある。

王<sup>(注1)</sup>烈<sup>(注2)</sup>器業<sup>(注2)</sup>過<sup>(注3)</sup>人、善<sup>(注3)</sup>於<sup>(注3)</sup>教誘<sup>(注3)</sup>。郷里<sup>(注3)</sup>有<sup>(注3)</sup>盜<sup>(注3)</sup>牛<sup>(注3)</sup>者<sup>(注3)</sup>。主<sup>(注3)</sup>得<sup>(注3)</sup>之<sup>(注3)</sup>。盜<sup>(注3)</sup>請<sup>(注3)</sup>罪<sup>(注3)</sup>。

曰、<sup>(注5)</sup>「刑<sup>(注5)</sup>戮<sup>(注5)</sup>是<sup>(注5)</sup>甘<sup>(注5)</sup>。乞<sup>(注5)</sup>不<sup>(注5)</sup>レ<sup>(注5)</sup>使<sup>(注5)</sup>王<sup>(注5)</sup>彦<sup>(注5)</sup>方<sup>(注5)</sup>知<sup>(注5)</sup>也<sup>(注5)</sup>。」烈<sup>(注5)</sup>聞<sup>(注5)</sup>而<sup>(注5)</sup>使<sup>(注5)</sup>三<sup>(注5)</sup>人<sup>(注5)</sup>謝<sup>(注5)</sup>之<sup>(注5)</sup>、

遺<sup>(注6)</sup>布<sup>(注6)</sup>一<sup>(注6)</sup>端<sup>(注6)</sup>。或<sup>(注6)</sup>問<sup>(注6)</sup>其<sup>(注6)</sup>故<sup>(注6)</sup>。烈<sup>(注6)</sup>曰、「盜<sup>(注6)</sup>懼<sup>(注6)</sup>三<sup>(注6)</sup>吾<sup>(注6)</sup>聞<sup>(注6)</sup>其<sup>(注6)</sup>過<sup>(注6)</sup>、是<sup>(注6)</sup>有<sup>(注6)</sup>二<sup>(注6)</sup>恥<sup>(注6)</sup>レ<sup>(注6)</sup>惡<sup>(注6)</sup>

之心<sup>(注6)</sup>。既<sup>(注6)</sup>知<sup>(注6)</sup>恥<sup>(注6)</sup>レ<sup>(注6)</sup>惡<sup>(注6)</sup>、則<sup>(注6)</sup>善<sup>(注6)</sup>心<sup>(注6)</sup>將<sup>(注6)</sup>生<sup>(注6)</sup>。故<sup>(注6)</sup>与<sup>(注6)</sup>布<sup>(注6)</sup>以<sup>(注6)</sup>勸<sup>(注6)</sup>為<sup>(注6)</sup>善<sup>(注6)</sup>也<sup>(注6)</sup>。」後<sup>(注6)</sup>有<sup>(注6)</sup>三

老<sup>(注7)</sup>父<sup>(注7)</sup>遺<sup>(注7)</sup>二<sup>(注7)</sup>劍<sup>(注7)</sup>於<sup>(注7)</sup>路<sup>(注7)</sup>。行<sup>(注7)</sup>道<sup>(注7)</sup>一<sup>(注7)</sup>人<sup>(注7)</sup>見<sup>(注7)</sup>而<sup>(注7)</sup>守<sup>(注7)</sup>之<sup>(注7)</sup>。至<sup>(注7)</sup>暮<sup>(注7)</sup>、老<sup>(注7)</sup>父<sup>(注7)</sup>還<sup>(注7)</sup>、尋<sup>(注7)</sup>得<sup>(注7)</sup>レ<sup>(注7)</sup>劍<sup>(注7)</sup>。

怪<sup>(注7)</sup>之<sup>(注7)</sup>、以<sup>(注7)</sup>事<sup>(注7)</sup>告<sup>(注7)</sup>烈<sup>(注7)</sup>。烈<sup>(注7)</sup>使<sup>(注7)</sup>二<sup>(注7)</sup>推<sup>(注7)</sup>求<sup>(注7)</sup>、乃<sup>(注7)</sup>先<sup>(注7)</sup>盜<sup>(注7)</sup>牛<sup>(注7)</sup>者<sup>(注7)</sup>也<sup>(注7)</sup>。

(司馬光『資治通鑑』による。)

(注1) 王烈……人名。字は彦方。後漢の人。官に仕えず、高潔をもって聞こえた。

(注2) 器業……才能と学識。

(注3) 教誘……教え導く。

(注4) 請罪……罪を認めて、処罰を求める。

(注5) 刑戮……刑に処せられること。

(注6) 布一端……布は当時貨幣としても使用された。「端」は布の長さの単位。

(注7) 老父……老人の尊称。

(注8) 推求……探し求める。

問一 傍線部ア、イの「之」は何を指すか。それぞれ文中から漢字一字を抜き出して答えよ。

問二 傍線部A「乞」不<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>王彦方知<sub>一</sub>也」を現代語訳せよ。

問三 傍線部B「故」について、王烈はどのように答えたか。九〇字以内で説明せよ。

問四 傍線部C「則善心将<sub>レ</sub>生」を全てひらがなで書き下し文にせよ。

問五 傍線部D「以<sub>レ</sub>事告<sub>レ</sub>烈」を「事」の指す内容を明らかにして現代語訳せよ。